

201122012A

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（精神障害分野）

医療観察法の運用面の改善等に関する研究

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 小 山 司

平成 24 (2012) 年 3 月

目次

I. 総括研究報告

医療観察法の運用面の改善等に関する研究.....	1
小山 司	北海道大学大学院医学研究科精神医学分野

II. 分担研究報告

1. 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究.....	13
伊豫 雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学
別図 1～7	
資料 1	第 1 回研修医・若手医師対象セミナー
資料 2	Academic Motivation Scale (AMS-C 28)
2. 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究.....	29
角野 文彦	滋賀県健康福祉部
資料	調査概要
研究協力事業	
心身喪失者等医療観察制度ハンドブック（保健所が対象者を 地域で支援するための Q&A）の作成について.....	43
東海林 文夫	東京都中央区保健所
資料	Q&A の概要
3. 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究.....	51
松原 三郎	医療法人松原愛育会 松原病院
4. 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究.....	59
八木 深	独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
資料 1	精神保健判定医等養成研修会受講生アンケート
2	アンケート 研修関連意見
3	医療観察法ケースブック 仮想判定事例
4	第 6 回名古屋司法精神医学シンポジウム参加者アンケート用紙
5	第 6 回名古屋司法精神医学シンポジウム
6	性犯罪の鑑定例を中心に

- 7 第6回名古屋司法精神医学シンポジウムアンケート結果
- 8 韓国司法精神医療視察報告

5.	医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究.....	103
	山本 輝之 成城大学法学部	
6.	司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究.....	119
	三澤 孝夫 国立精神・神経医療研究センター	
III.	研究成果の刊行に関する一覧表.....	129
IV.	研究成果の刊行物・別刷.....	129

総括研究報告

医療観察法の運用面の改善等に関する研究

小山 司

北海道大学大学院医学研究科精神医学分野

医療観察法の運用面の改善等に関する研究

主任研究者 小山 司 北海道大学大学院医学研究科神経病態学講座精神医学分野

研究要旨：本研究の目的は医療観察法の運用面における種々の課題について司法精神医学的観点を踏まえつつ研究するとともに解決方策の提示を行い、医療観察法の運用改善に資するものである。医療観察法施行後、6年が経過し、運用面での問題点あるいは改善点が徐々に明らかとなってきた現在の、その適正な運用のための方策を継続的に研究する必要性は極めて高いものと考えられる。医療観察法はわが国独自のシステムでもあり、その土台となる基盤整備を、わが国の実情に照らして早急かつ精密に行う必要がある。

本年度は過去2年間の調査・研究を通して抽出された問題点を整理・把握し、現在の医療観察法運用面での課題を明らかにした上で、その具体的な改善策を提示することを主眼に各分担研究を実施し、以下に記す成果を得た。①司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究：研修医及び若手医師を対象に、司法精神医学の専門教育モデルを用いた全国規模の研修会を実施した。②司法精神医療における行政機関の役割に関する研究：平成17年～23年までに保健所が関わった全事例に対して質問調査を実施した。③医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究：処遇困難事例検討会を開催し、再入院や死亡事例等を調査・検討した。④精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究：研修会全受講生を対象としたアンケート調査およびシンポジウムを行った。また、医療観察法の鑑定・審判の考え方を整理した。⑤医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究：精神医療や行政・司法の実務者が参加した研究会を通じ医療観察法の運用面における法的問題の整理を行った。また、重要な判例について詳細な分析・考察を行った。⑥司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究：カンファレンス（審判期日前・後協議）や審判期日の施行状況の特徴を実態調査した。

医療観察法が施行されて6年が経過し、処遇事例が集積される中で、医療観察法の効果とともにその問題点および課題についても、具体的な事例を通して明らかになりつつある。そのような中で、今後、医療観察法が有効でかつ現実的に運用可能な法システムとして維持されるためには、現時点における運用面の実態把握および改善点の整理・集約は極めて重要な課題であり、さらにその適正な運用を実践する方策を継続的に研究する必要性は、ますます高まっていくものと考えられる。

このような現状の中で、医療観察法の適切な運用と、それを取り巻く環境整備は、わが国の司法精神医療のみならず、精神医療全体の底上げに大いに資することが期待される。

分担研究者

伊豫雅臣（千葉大学大学院医学研究院精神医学教授）
角野文彦（滋賀県健康福祉部技監）
松原三郎（松原病院院長）
八木 深（独立行政法人国立病院機構東尾張病院副院長）
山本輝之（成城大学法学部教授）
三澤孝夫（国立精神・神経医療研究センター）

研究協力者

北川信樹、三井信幸、岩田愛雄
（北海道大学大学院医学研究科
神経病態学講座精神医学分野）

A. 研究目的

心神喪失者等医療観察法（以下、医療観察法）の施行に伴い、わが国では司法と法務行政と医療との連携に基づく新たな精神医療の体制が構築されることとなった。ここで行われるのは一般の精神医療に加え、他害行為の再発の防止という中間目標、対象者の社会復帰という最終目標に向け、高度に専門化された「司法精神医療」である。しかしながら、本制度を適正に運用していくためには、司法精神医療の質の向上のみならず、その土台となる基盤整備が欠かせない。特に人材育成は重要な課題と考えられ、司法精神医療に携わる精神科医師の育成と確保に関する具体的な方策を示すことも本研究の目的の一つである。また、本法の執行においてはその審理過程から実際の医療に至るまで、多くの関係機関と職種が連携しており、それぞれの状況把握と問題点を整理した上で、基盤整備を行う必要がある。そのため、制度運用の全般的実態のみならず、対象者の審判に携わる精神保健

審判員となる判定医にとって必要な知識と技術の検証、精神保健参与員の育成、通院・地域処遇上で問題となった事例の検討、行政機関における対象者に必要な施策や社会復帰のしくみの構築、対象者の医療を確保するための行政施設をはじめとした関係機関の役割、法的問題点の整理・分析など様々な側面から検討を行う必要がある。

本研究においては、医療観察法の運用面における種々の課題について司法精神医学的観点を踏まえつつ研究するとともに解決方策の提示を行い、医療観察法の運用改善に資するものである。医療観察法施行後、6年が経過し、運用面での問題点あるいは改善点が様々な側面から指摘される中、その適正な運用のための方策を継続的に研究する必要性は極めて高いものと考えられる。

これまで、アンケート調査や研究会等の開催を含め、種々の方法で現状の状況把握と問題点の抽出に務めてきた。その中で、人材育成と確保に関する課題、通院処遇上の問題点、司法精神医療を取り巻く関係諸機関の現状、医療観察法における法学的な検討事項など、様々な問題点が挙げられた。そのため、これらの問題点の調査分析をさらに深め、具体的で実現可能な改善策の提言および実行を目指した。

B. 研究方法

本研究を以下の6項目に分け、各々を分担研究者に割り当てた。各分担研究は相互に関連性のある内容でもあり、各分担研究者同士が密に経過等の情報交換を行いながら進めた。

1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究（分担研究者：伊豫雅臣）

今年度は以下の研究を実施した。

①司法精神医学教育2011と称した司法精神医学教育モデルを用いた研修会を実施し、司法精神医学に対するモチベーションの向上に関する効果を検証した。対象は研修医及び卒後5年以内の若手医師とした。研修内容としては、「我が国の精神保健の歴史」「生物学的精神医学」「分子精神医学」「脳機能イメージング」「認知行動療法の視点」「精神科医療の未来」「事例検討」を含めた。参加者のモチベーションの評価には、ACADEMIC MOTIVATION SCALE (AMS-C28) COLLEGE (CEGEP) VERSIONを用いた。さらに、司法精神医学の専門教育モデルの妥当性を検証するために、8つの周辺領域を設定し、各領域と司法精神医学との関連性についての認識をLikert Scale(5段階、自記式)により評価した。

②インターネット回線を用いて、国公立精神科医療機関、精神科病院、大学病院等、計13施設によるWEB会議を行った。症例提示を行い、診断・治療・危機介入等の観点から議論が行われた。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究(分担研究者:角野文彦)

今年度は医療観察法施行後、全国の保健所が関わった事例について、現状を把握し、地域で継続的な医療・福祉を確保するための仕組みはできたか、また、一般精神医療に影響を与え、地域生活を促進させる契機となったか、等について検証することを目的にアンケート調査を実施した。

全国の494保健所を対象に郵送法によるアンケート調査を実施し、保健所業務の実態把握を行った。調査期間は平成23年9月1日～平成23年9月30日で、平成17年7月から平成23年6月末までの6年間に保健所が関わった全事例について回答を求めた。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究(分担研究者:松原三郎)
医療観察法通院処遇における処遇困難事例検討会を2回実施した。指定通院医療機関の協力のもと再入院事例を持ち寄り検討した。

平成24年2月4日には、第6回通院医療等研究会を開催した。

また、韓国の司法精神医療に関する視察を行った。

さらに、医療観察法通院治療プログラム検討会を松原病院内のメンバーで行い、「医療観察法通院処遇対象者のための通院治療プログラム集」の内容について検討した。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究(分担研究者:八木深)
以下の3つの研究を行った。

①精神保健判定医等養成研修会(初回)(継続)の全会場にて受講生アンケートを実施した。

②精神保健判定医等事例検討シンポジウム
第6回を「性犯罪の司法精神医学と治療・処遇」をテーマに平成23年9月24日に開催した。

③厚生労働省判定事例研修会に新規事例を3例提供し、仮想化し、医療観察法の鑑定や審判にあたっての考え方をケースブックの形で整理した。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究(分担研究者:山本輝)

分担研究者と研究協力者だけではなく、他の法律研究者、精神科医療研究者、精神科医療の実務家、行政・司法の実務家などと研究会を頻繁に開催し、医療観察法における運用上の法的問題点の整理を行った。それを踏まえて、分担研究者と共同研究者とで、これまでに公刊されている重要な判例について詳細な分析・考察を行い、裁判

実務における医療観察法の運用状況を整理したうえで、そこにおける問題点を検討した。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の養成と支援に関する研究 (分担研究者: 三澤孝夫)

前年度までに実施したアンケート調査および聞き取り調査などの結果から明らかになった全国の医療観察法審判におけるカンファレンス、審判期日での精神保健審判員、精神保健参与員の業務実態を基にして、実際の審判についても、ハンドブックとして利用することができ、医療観察法審判関係の各種研修にも教材として使用することが出来る精神保健参与員(含:精神保健審判員)用の支援ツールとして「医療観察法審判ハンドブック」の作成を行った。

(倫理面への配慮)

研究を行うにあたり医療観察法の対象者の個人情報収集する必要がある場合は、下記の要件を満たすようにするものとした。

- 1) 対象者に直接接触するのは守秘義務を有する者に限ること。
- 2) 本研究によって対象者の処遇に影響を与えるような介入を行わない。
- 3) 収集した個人情報は分担研究者の責任において外部からアクセス不可能な場所で管理する。
- 4) 研究成果の公表においては個人が特定されないよう必要な統計的処理を行う。
- 5) 分担研究者の所属する機関において倫理委員会の審査を受ける。
- 6) 国際比較や研究デザインの構築のような基礎的研究において個人情報を扱う場合、同様に前述の要件を満たすこと。また、主任研究者の所属施設の倫理委員会において、本研究計画全体の科学的妥当性ならびに倫理的妥当性について

て審査を受け、承認を得た。

C. 研究結果

1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

①司法精神医学教育 2011

2011年7月30日に21名(男性9名、女性12名)を対象に実施した。研修会の前後でAMS-C28による評価を行ったが、内発的動機付けおよび外発的動機付けの得点変化に統計的な有意差は認められなかった。また、下位項目についても、有意差は認められなかった。また、司法精神医学とその周辺領域との関連性に関しては、精神科リハビリテーションとの関連性の認識が有意に変化していた。そのため、司法精神医学と精神科リハビリテーションとの関連性についての認識を高める傾向が認められた。

②WEB 会議

司法精神保健カンファレンス2011 -医療観察法の再入院事例をめぐって-と称して、2011年11月16日に実施された。国公立精神科医療機関等、計13施設が参加した。医療観察法による通院処遇を受けていたが精神状態の悪化に伴い入院処遇への変更を余儀なくされた事例について症例呈示が行われ、診断、治療、危機介入、関係機関の連絡調整等に関する議論が行われた。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究

回答保健所数は326カ所(回収率66.1%)、総事例数は848事例であった。事例の概況としては、男性628例(74%)、女性220例(26%)であり、年齢は30代から50代が多かった(30歳代28%、40歳代22%、50歳代20%)。また、主たる病名は、F2 統合失調症が76%、F3 気分(感情)障害が9%、F1 精神・行動障害が2%、F0 器質精神障害が7%等であった。当初審判の状

況は、入院が75%、通院が25%であった。処遇の状況としては、処遇中472例のうち、3年未満406例(86%)、延長中66例(14%)であり、処遇終了となった304例のうち3年未満113例(37%)、3年満期終了139例(46%)、延長決定で終了8例(3%)、その他44例(14%)であった。さらに社会復帰の状況としては、家庭内適応(同居)38%、入院21%等であった。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究

医療観察法通院処遇での再入院事例は平成23年9月20日現在で25例であった。そのうち16例(男性13名、女性3名)について情報を収集し、移行通院は10名、直接通院6名であった。また、期間延長の事例は平成23年6月30日現在で2例であったが、平成23年9月20日現在で16例となった。死亡事例は平成23年6月30日現在で35例であり、そのうち、自殺3例、病死1例の情報を得ることができた。

また、第6回通院医療等研究会においては9題の一般演題と特別講演を通して、通院医療の抱える現状等について、活発な議論が行われた。

韓国視察については、韓国法務部犯罪予防政策局保護法制課、ソウル保護観察所、位置追跡中央管制センター、デサン中高等学校(大田少年院)、国立法務院病院(治療監護所)などを訪問し、性犯罪の状況や少年院の現状について、情報収集した。

さらに、医療観察法通院治療プログラム検討会においては、松原病院のスタッフにより「医療観察法通院処遇対象者のための通院治療プログラム集」の通院版CBT入門について検討した。プログラム活用法の習得や研修の機会を増やすことが必要でありワークショップも開催した。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究

①平成23年度精神保健判定医等養成研修会アンケート調査したところ、84%の受講生から回答を得た。判定医の60%に責任能力鑑定の経験があった。有用と回答した受講生は66.0%で、よく理解できたと回答した受講生は35%であった。鑑定経験有の医師は69.4%が有用と回答し、鑑定経験無の医師は75%が有用と回答した。理解度について、鑑定経験のある医師は45.8%が理解できたと回答し、鑑定経験のない医師は32.5%が理解できたと回答した。

②第6回名古屋司法精神医学シンポジウム「性犯罪の司法精神医学と治療・処遇」をテーマに開催し、東京医科歯科大学山上皓名誉教授(鑑定)、神奈川医療少年院柘屋二郎講師(少年)、国立精神神経治療研究センター病院今村扶美講師(医療観察法)、愛知県警察本部近藤啓子講師(被害者支援の視点)の発表の後、最後に被害者支援の視点を交えてシンポジウムを開催した。アンケートを実施し、79.7%が有用と回答し好評であった。

③厚生労働省判定事例研修会への事例提供とケースブック作成については、新規事例として、入院か通院かが問題となった例、広汎性発達障害に2次症状が合併した例、インフルエンザ後の異常行動例を取り上げ、厚生労働省判定事例研究会でのエキスパートの意見を紹介しながら、医療観察法の審判や鑑定の考え方の道筋を指し示した。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究

法律研究者、精神科医療研究者、精神科医療の実務家、行政・司法の実務家などが参加した研究会において、医療観察法の内

容および運用上の問題点について検討した。また、地方裁判所の決定に対して高等裁判所に抗告がなされた事件、および最高裁判所に再抗告がなされた事件に関する裁判所の判断のうち、特に重要と思われる7つの判例について、詳細な分析・考察を行った。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の養成と支援に関する研究

以前に作成した【精神保健参与員 ハンドブック】を大幅に改訂し、精神保健参与員のみならず、審判にかかわる精神保健審判員にも利用可能な【医療観察法審判ハンドブック】として作成した。そのため、基本事項に関するより詳細な制度説明、「カンファレンス」、「審判期日」について、仕組みやその状況などを、用語説明、Q&A、図や本研究で調査して統計資料なども使い、現在の医療観察法審判での精神保健審判員、精神保健参与員の業務実態にあう総合的な支援ツール作成を目指した。

D. 考察

1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

前年度に提唱した司法精神医学の専門教育モデルを用いた研修会を実施し、司法精神医学に対する参加者の興味・関心の程度をAMS-C28を用いて研修会の前後における変化を調査した。参加者の動機づけに有意な変化は認められなかった。しかし医学生や精神保健福祉士においては研修会の受講により内発的動機づけが向上する傾向を認めた。これは彼らが、変容準備性を以て研修会に参加したためと推測される。

また、参加者は司法精神医学と精神科リハビリテーションとの関連性についての認識を高める傾向があった。司法精神医学の関連領域については、精神鑑定などとも関連性が極めて高いと認識されている分

野では研修会の前後で変化が見られなかった。それに対して、精神科リハビリテーションのような一見司法精神医学とあまり関連性が深くないと思われる分野については、参加者にとっては意外性を以て受け容れられることにより、関連性の認識が深まった可能性がある。

今回の研修会では実証的検討を行うには参加者が不足しており、司法精神医学に対するモチベーションを定量化する方法も確立されていないため、モチベーション向上の方法論についてもさらなる研究が必要である。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究

①医療観察法の施行後、6年間に保健所で関わりのあつた事例は848事例であり、年齢は30歳代の若年層が最も多かつたことから、地域での暮らし、社会復帰への支援に対する課題が大きいと言える。そのうち、処遇終了は36%で、3年未満の処遇終了が多いのは通院決定の妥当性が問われている。社会復帰の状況では、家庭内適応が半数を下回り、未だ施設利用や再入院が多いことから精神保健福祉法下では充分な継続支援ができていない状況である。

②当初審判で通院決定後、退院までの期間が短いことにより、環境調整や支援体制が間に合わず、対象者及び関係者の戸惑いが大きいといえる。既に精神保健福祉法による治療を受けているにもかかわらず、後に医療観察法の適応になる場合が往々にしてあり、対象者の病状の安定か、法の執行かどちらが目的かという点で対象者や家族、治療者を含め関係者を混乱させている。今後、刑事司法手続きの段階での鑑定が適正になされることが求められる。

③社会復帰調整官によるマネジメントの評価は高く、継続したケアの質を担保してい

くためには、コーディネーターを育成していくことが大切である。

④ケア会議の定例化は、機関の連携の取り方や多職種チームの連携に際して効果的であると評価された。しかし、一般精神医療への波及効果はまだみえていない。今後、地域支援体制の強化を図る上で、必要と言える。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究

平成23年9月20日現在で医療観察法再対象行為は8/1011人で、再犯率は0.079%であり、一般者の再犯罪率(42.2%)等と比べても再犯率は極めて低く、通院医療は期待以上に成功していると考えられる。

調査した再入院事例16例のうち、10例が移行通院であり、病状悪化までの期間は3ヶ月以内が圧倒的に多かった。これは重症例が多く、十分な社会復帰訓練がなされていないまま退院していることが推測され、入院-通院医療機関の連携を密にするとともに、通院開始時から早めに病状の変化を把握する必要があると考えられた。しかし、通院処遇開始の際の入院機関との連携や治療プログラムには地域差があるのも現状である。

また、自殺事例の特徴は、処遇終了に向けた不安感が認められた例、家族や環境の問題を多く含んでいる事例であった。このような点から、対象者とMDTチームとの信頼感に基づいた治療関係が重要であることが再認識された。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究

精神保健判定医養成研修会におけるアンケート調査では、良好な結果が得られた。有用度および理解度はいずれの指標も過去最高であった。本研究の提案したグループデ

ィスカッションを有用と評価する受講生が昨年度に引き続き多かった。

また、名古屋司法精神医学シンポジウムでは、「性犯罪の司法精神医学と治療・処遇」をテーマに開催し、参加者は、医療観察法関係者、一般の医療関係者に加え、法学部教員、裁判官、検察官、弁護士等法曹関係者を含む幅広い職種が参加し、アンケートによると好評であった。法曹関係者と意見交換できる機会は、全国的にも少なく、貴重であると考えられた。

また、判定事例研究会へ模擬事例を提供し、事例研究会のエキスパート意見を紹介し、仮想化しケースブックの形で整理した。このケースブックにより、医療観察法の鑑定や審判時の考え方を周知することが可能になった。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究

本法の施行以来これまで、多くの関係者の努力により、重大な他害行為を行った精神障害者に対する治療水準は大幅に引き上げられ、彼らに対する処遇も、その大枠においてよく機能しているように思われる。もっとも、その反面、その内容、運用についてはいくつかの法的問題点も存在する。われわれの研究グループでは、これまで、医療観察法における運用上の法的問題点の抽出・検討を行ってきたが、これまでに、それらの法的問題点に関する判例がいくつか出されている。このような判例を分析・検討し、裁判実務においてはどのようなことが問題となり、それに対して裁判所がどのような判断を行っているのかを知ることは、まさに「生きた医療観察法」を知るうえで不可欠のことである。

本研究により、医療観察法について、裁判実務においてはどのようなことが問題となり、それに対して裁判所がどのような判

断を行っているかを分析・検討することができたとともに、その問題点をも指摘することができた。本研究の成果は、今後の同法の運用および見直しに関する議論に有意義な素材を提供するものであると思われる。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究

前年度までの調査により精神保健審判員、精神保健参与員が医療観察法審判にかかわり、それぞれの専門分野である精神医学、精神保健福祉学に基づく意見や決定を行っていくためには、司法に関する基礎知識、医療観察法の法解釈や審判方法等の実態、司法精神医療、鑑定等に関する深い知識、医療観察制度の運用実態等について知識など、広範囲の専門的な知識が必要になった。

精神保健審判員、精神保健参与員が、医療観察法審判にかかわる回数は、年間1~2ケースであり、2年間に1ケース程度であることも珍しくない現状では前回の経験が蓄積されにくいと考えられる。精神保健審判員、精神保健参与員が、専門分野である精神医学、精神保健福祉学など、それぞれの領域の知識や経験を十分に発揮し、医療観察法審判にかかわっていくためには、それぞれの専門領域以外の医療観察法関連の知識や審判に関する経験等を補完する必要があると考えられた。今回作成した「医療観察法審判ハンドブック」は実際の業務を支援するツールとして有用と考えられた。

E. 結論

医療観察法施行後6年が経過し、処遇事例の経験が積み重ねられる中で、運用面での問題点および改善点が明らかとなってきている。そのような現状を踏まえ、また、前年度までに蓄積した研究成果に基づいて、医療観察法の抱える課題及び問題点の抽出

と把握を行った上で、基礎的及び実践的観点から検討した。さらにそこで明らかとなった問題点に基づき、医療観察法運用面における改善策の提示・提言を行った。医療内容のみならず、関係諸機関の連携のあり方とそれぞれの役割、司法精神医学を実践する人材の育成、制度の運用状況の把握と分析のための仕組み作り、地域処遇における強制通院制度のあり方等の観点から6つの分担研究によって研究を遂行した。

今年度の主な研究成果は次のようにまとめられる。

- (1) 司法精神医学の専門教育モデルを用いた研修会を実施した。動機付けが高まるという実証的なデータを得るには更なる実証的な研究が必要であった。(伊豫ら)
- (2) 医療観察法の運用に関連した保健所の業務内容について、実態調査を行い検討した。(角野ら)
- (3) 医療観察法通院処遇における処遇困難事例を通して、具体的な問題点が明らかとなった。多職種チームでのサポート等は極めて効果的であり、一般医療へも反映していくべきである。(松原ら)
- (4) 精神保健判定医等養成研修会のあり方を検討し、本研究の改善提案により養成研修会の質が向上し、事例を仮想モデル化した医療観察法鑑定事例ケースブック作成により、医療観察法の鑑定・審判時の考え方の周知が可能になった。(八木ら)
- (5) 医療観察法に関する判例の運用状況を分析することを通して、裁判実務における問題点とそれに対する裁判所の判断を分析・検討することができた(山本ら)
- (6) 医療観察法の審判において、精神保健参与員(含:精神保健審判員)が、審判のシステムや当初審判、退院申立審判の理解を深めて、適正な決定を行えるよう支援するとともに、精神保健参与員(含:精神保健審判員)の育成、研修等にも利用出来

る「医療観察法審判ハンドブック」の作成を試みた。(三澤)

医療観察法が施行されて6年が経過し、処遇事例が集積される中で、医療観察法の効果とともに問題点および課題についても、具体的な事例を通して徐々に明らかになってきている。そのような中で、今後、医療観察法が有効でかつ現実的に運用可能な法システムとして維持されるためには、現時点における運用面の実態把握および改善点の整理・集約は極めて重要な課題であり、さらにその適正な運用を実践する方策を継続的に研究する必要性はますます高まっていくものと考えられる。特に運用上重要なものとして、司法精神医療に携わる人材の育成が挙げられる。

精神保健判定医や精神保健参与員の育成・教育について本研究で継続的に取り組んできており、参加型のワークショップを継続すること、あるいはケースブックや医療観察法審判ハンドブックなどのツールを作成することにより、具体的な取り組みを行ってきたところである。さらに、一般精神科医の司法精神医学への関心を高め、理解を深めることは、医療観察法を担う人材を育成するためには欠かすことのできない視点である。本研究では、このような人材育成の基盤を作り、具体的に貢献する取り組みを実施してきた。

一方、通院処遇の実態や全国の行政機関の取り組みの実態を明らかにすることにより、医療観察法の現状の把握と問題点の抽出も行った。現在のところ、再犯率は一般者の再犯等と比較しても低く、医療観察法制度は概ね良好に機能していると考えられるが、再入院事例や処遇困難事例を検討することにより、医療観察法の運用上の問題点も浮き彫りになった。これらの事例においては、事例そのものが抱える困難さもあ

るが、例えば入院医療から通院医療への移行がスムーズに行かない現状等も散見される。

さらに裁判実務に関しても、高等裁判所に抗告がなされた事件および最高裁判所に再抗告がなされた事件などの判例を通して、その運用上の問題点があることが確認された。

本研究を通して抽出された様々な側面における医療観察法の課題について整理し、さらに本研究における取り組みを発展させて運用面の改善を図ることは、日本における司法精神医療の維持・向上にとって不可欠であり、さらには一般精神医療の水準の向上にもつながるものと考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 松原三郎：「医療観察法における通院処遇」、『法と精神医療』, 26:54-64, 2011
- 2) 松原三郎：「通院処遇の実際と問題点」, 『Schizophrenia Frontier』, 12(3):167-172, 2011
- 3) 山本輝之：「鑑定入院命令の取消し請求—最高裁判所平成21年8月7日第三小法廷決定について」, 118-134, (町野朔, 岩瀬徹, 日高義博, 安部哲夫, 山本輝之, 渡邊一弘：『刑法・刑事政策と福祉—岩井宜子先生古稀祝賀論文集』, 尚学社, 東京), 2011
- 4) 柑本美和「精神医療の実行における守秘義務と情報共有—「僕はパパを殺すことに決めた」事件を題材に」, 168-189, (町野朔, 岩瀬徹, 日高義博, 安部哲夫, 山本輝之, 渡邊一弘：『刑法・刑事政策と福祉—岩井宜子先生古稀祝賀論文集』, 尚学社, 東京), 2011

2. 学会発表

- 1) 犯行当時の行為に健忘がみられた統合失調症例. 第 20 北陸司法精神医学懇話会, 2011.7.9 金沢

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 特記すべきことなし

分担研究報告

司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

伊豫 雅臣

千葉大学大学院医学研究院精神医学

分担研究報告書

司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

分担研究者 伊豫 雅臣 千葉大学大学院医学研究院精神医学

研究協力者：椎名明大(千葉大学医学部附属病院精神神経科)

藤崎美久(千葉大学大学院医学研究院精神医学)

沖田恭治(千葉大学大学院医学研究院精神医学)

五十嵐禎人(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

研究要旨

本分担研究では、医療観察法制度下の司法精神医学業務への一般精神科医の関心を高め、関与を容易にすることを目的とした制度、システム及び方法論についての検討を行うことを目的としている。昨年度において我々は、司法精神医学の特性と一般精神医療との関係性を明らかにするとともに、司法精神医学の持つ「専門性」の意義について考察し、司法精神医学の新たな教育モデルを構築し、千葉県下においてその教育モデルを用いた司法精神保健研修会を試験的に実施した。

今年度において、我々は、司法精神医学の専門教育モデルを用いた全国規模の研修会を開催し、参加者の司法精神医学に対する興味・関心の程度や、司法精神医学の周辺領域の関連性についての認識が参加前後で変化するか否かを定量的に調べた。

研修会には 29 名が参加した。自記式尺度である ACADEMIC MOTIVATION SCALE (AMS-C28) COLLEGE (CEGEP) VERSION を用いた検討では、参加者の司法精神医学に対するモチベーションは統計学的に有意な変化を認めなかった。参加者は司法精神医学と精神科リハビリテーションとの関連性についての認識を深める傾向を認めた。

司法精神医学の人材育成のための方法論をより深く追究する必要があることが示唆された。

A. 研究目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）が平成 17 年 7 月 15 日に施行された。

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、

その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。

本邦においては、これまで他害行為を行った精神障害者に適切な処遇を行うための手続きを定めた特別法が存在せず、諸外国に比して司法精神医学及び司法精神医療の基盤が極めて脆弱であるという問題が指摘されていた。医療観察法制度の施行を以て本邦の司法精神医療の端緒とする意見も多い。

司法精神医療の実践に当たっては、精神医学に関する深い知識及び技術のほか、関連法規に関する認識や、医療者としての高い倫理観などといった特別の素養が一定程度必要となる。しかしながら本邦では全国の大学にも司法精神医学の専門講座がほとんどないといった実態をはじめ、司法精神医療の実務者を育成及び確保していくための基盤整備がまだまだ遅れているのが現状である。

我々は先行研究により、一般精神科医療に従事する医師及び精神保健福祉士の多くが司法精神医学に興味・関心を抱いているものの、その実践には消極的だという実態を明らかにした。同時に、彼らの多くは司法精神医学に関する研修会に対するニーズを有していることも示唆された。

これらの現状を踏まえ、我々は本分担研究において、司法精神医療に携わる精神科医師の育成と確保にかかる具体的な課題を明らかにするとともに、その課題を解決するための方策を示すことを目的として研究を行うことにした。

我々はまず、一般精神科医師における司法精神医学に対する関心及び取り組みの実態を明らかにすること、精神医療従事者が司法精神医学を学ぶことの効能と必要性を明らかにすること、司法精神医学教育について指導的立場にある者による相互討論を通じて総論的理解を深めること等を目的として、一般精神科医師に対する聞き取り調査、全国の一般精神科医師に対するアンケート調査、司法精神医学教育に関する WEB カンファレンスを行った。それらの結果、一般精神医学と司法精神医学は必ずしも断絶した概念ではなく、一般精神科医師は望む望まざるに関わらず司法精神医学に関与することになるということが明

らかになった。また、司法精神医学の社会的ニーズが高まりつつあるのに対して、司法精神医学の教育を行うための基盤整備が十分でないことが指摘された。さらに、医療観察法施行という制度改革があったにも関わらず、一般精神科医師の司法精神医学に対する興味・関心はここ数年間でほとんど変化していないことも明らかになった。

上記の結果を踏まえ、我々は司法精神医学の専門教育モデル(図 1)の作成を試みるとともに、このモデルの有用性を実証するために 2010 年 7 月に「司法精神保健エッセンシャルズ 2010」を千葉県で開催した。また、2010 年 12 月に 3 大学及び 11 病院の計 14 施設をインターネット回線で結合し、WEB カンファレンスを行った。

これらの取り組みを通じて、我々は司法精神医学の専門教育モデルが有用であるとの感触を得た。

本年度の研究においては、より大規模の研修会を行い、専門教育モデルの有用性、とりわけ受講者の司法精神医学に対する興味・関心の育成効果を定量的に検証することを目的とした。

B. 研究方法

我々は、司法精神医学教育研究 2011 と称して、司法精神医学の専門教育モデルを用いた研修会を行うことにより、若手精神医療者の司法精神医学に対するモチベーションの向上に関する効果の検証を試みた。

研修会の対象は原則として研修医及び卒業 5 年目以内の若手医師とした。対象の募集に当たっては、全国の臨床研修指定病院に告知を行うほか、専用ウェブページを作成しインターネット広告により応募を促した。応募に

当たっては研究の主旨を説明し、事前事後におけるアンケート調査への協力に関する書面による同意を得た。

研修内容(資料 1)として、「我が国の精神保健の歴史」「生物学的精神医学」「分子精神医学」「脳機能イメージング」「認知行動療法の視点」「精神科医療の未来」「事例検討」を含めた。

参加者のモチベーションを評価するにあたり、評価尺度として ACADEMIC MOTIVATION SCALE (AMS-C28) COLLEGE (CEGEP) VERSION を採用した。これは、Robert J. Vallerand が開発した自記式評価尺度であり、28 種類の項目について 7 段階で評価し高等教育に対するモチベーションの性質及び程度を測定するものである。AMS はモチベーション領域を内発的動機づけと外発的動機付け、及び無動機に分け、さらに下位項目として知育、達成、刺激、同一視、取込、外的調整の 6 種類に分類するものである(資料 2)。使用に当たっては、千葉大学社会精神保健教育研究センターにより日本語訳を行い、測定状況に整合するよう一部微修正を行った(図 2)。

また、司法精神医学の専門教育モデルの妥当性を検証するために、8 つの周辺領域を設定し、各領域と司法精神医学との関連性についての認識を Likert Scale(5 段階、自記式)により評価した(図 3)。

今年度においてもインターネット回線を用いた Web カンファレンスを行うこととした。

(倫理面への配慮)

司法精神医学教育研究 2011 の実施に当たっては千葉大学大学院医学研究院に研究計画を提出し、倫理審査による承認を受けた。

Web カンファレンスはクロードセッションとし、患者個人を特定する情報を扱わない

こととした。

C. 研究結果

研修会は、「精神医学入門-新しい精神科医療を目指して-」と称して 2011 年 7 月 30 日に実施された。全国より 26 名の参加申し込みがあった。回収されたアンケートの有効回答は 21 通(医師 18 名、精神保健福祉士 1 名、医学生 2 名)だった。

性別は男性 9 名、女性 12 名で、平均年齢は 30.2 歳、平均臨床経験年数は 3.0 年であった。

研修会の前後で AMS による評価を行ったところ、内発的動機づけは 36.7 ± 11.4 点から 37.4 ± 12.4 点に、外発的動機づけは 26.3 ± 10.5 点から 26.8 ± 11.7 点に変化した。その変化はいずれも統計的に有意ではなかった(図 4)。下位項目については、知育が 14.6 ± 3.93 点から 14.5 ± 4.4 点、達成が 11.2 ± 3.8 点から 11.5 ± 4.1 点、刺激が 10.9 ± 4.9 点から 11.3 ± 4.9 点、同一性が 12.2 ± 4.4 点から 11.3 ± 5.0 点、取込が 7.2 ± 4.1 点から 6.6 ± 3.9 点、外的調整が 6.9 ± 3.4 点から 6.9 ± 4.3 点へとそれぞれ変化した。これらはいずれも統計的に有意ではなかった(図 5)。

司法精神医学と周辺性との関連性について参加者の認識の変化を調べたところ、精神科救急については 4.3 ± 0.9 点から 4.4 ± 1.0 点に、精神科リハビリテーションについては 3.7 ± 1.1 点から 4.2 ± 1.0 点に、精神保健福祉行政については 4.4 ± 0.9 点から 4.7 ± 0.5 点に、医の倫理については 4.2 ± 0.8 点から 4.4 ± 0.8 点に、リエゾンコンサルテーション精神医学については 3.1 ± 0.8 点から 3.2 ± 1.1 点に、リスクアセスメントについては 4.0 ± 0.8 点から 4.4 ± 0.8 点に、行動分析については 4.0 ± 0.9 点から 4.1 ± 0.9 点に変化した。精

神鑑定については 4.9 ± 0.3 点のまま研修会
の前後で変化を認めなかった(図 6)。精神科
リハビリテーションに関する認識の変化は
Paired T test にて $p=0.0086$ であり、参加者
は司法精神医学と精神科リハビリテーション
との関連性についての認識を高める傾向を認
めた。

なお、今回の研修会では本来対象としてい
なかった医学生及び精神保健福祉士からも参
加の希望があり、計 3 名が参加した。この 3
名について AMS の変化を調べたところ、内発
的動機づけが上昇する傾向を認めた(図 7)。

Web カンファレンスは、「司法精神保健カン
ファレンス 2011 –医療観察法の再入院事例
をめぐって–」と称して 2011 年 11 月 16 日に
実施された。千葉大学社会精神保健教育研究
センターを事務局として、国公立精神科医療
機関、精神科病院、大学病院等、計 13 施設が
参加した。医療観察法による通院処遇を受け
ていたが精神状態の悪化に伴い入院処遇への
変更を余儀なくされた事例について症例呈示
が行われ、診断、治療、危機介入、関係機関
の連絡調整等に関する議論が行われた。

D. 考察

我々は、昨年度に提唱した司法精神医学の
専門教育モデルに準拠して全国規模の研修会
を実施した。そこで 29 名の参加者に対し、司
法精神医学に対する興味・関心の程度につい
て AMS を用いて評価し、研修会の前後での変
化を調べたが、参加者の動機づけに有意な変
化は認めなかった。他方、参加者は司法精神
医学と精神科リハビリテーションとの関連性
についての認識を高める傾向を認めた。また、
特に医学生や精神保健福祉士においては研修
会の受講により内発的動機づけが向上する傾

向を認めた。

今回の研修会では参加者数が十分でないこ
ともあり、実証的データを示すことは困難で
あった。現時点で司法精神医学に対するモチ
ベーションを定量化する方法が確立されてい
るとはいえず、モチベーション向上の方法論
についてもさらなる研究が必要であろう。

研修会に参加した医学生や精神保健福祉士
は、我々が想定していた対象とは異なる。彼
らはおそらく特段の変容準備性を以て研修会
に参加したのであり、そのことが特段のモチ
ベーション向上につながったのかもしれない。
他方、司法精神医学に対するモチベーション
の向上のためには医学生の時点から早期教育
を行うことが重要であるのかもしれない。

司法精神医学の関連領域については、精神
鑑定などとも関連性が極めて高いと認識
されている分野では研修会の前後で変化が見
られなかった。それに対して、精神科リハビ
リテーションのような一見司法精神医学とあ
まり関連性が深くないと思われる分野につい
ては、参加者にとっては意外性を以て受け容
れられることにより、関連性の認識が深まった
可能性がある。

E. 結論

我々は若手医師や医学生等に対し、司法
精神医学の専門教育モデルを用いた研修会を
実施した。

今回の研究では、研修会の実施により司法
精神医学の習得に対する動機づけが高まると
いう実証的データは得られなかった。

司法精神医学に関する早期教育の必要性や、
教育方法、効果の測定等については、さらな
る実証的研究が必要であると考えられる。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。